

## [論文審査結果]

論文提出者：趙曉紅

審査対象論文：「満洲国」における医療・衛生事業の展開とその特徴

(On the Evolution and Features of Medical and Hygienic Project in Manchuria)

論文審査委員：井上治教授、貴志俊彦教授、別枝行夫教授、李曉東准教授、坂部晶子准教授

## 【論文審査結果の要旨】

2009年9月23日、学内審査委員4名、学外審査委員1名により論文審査が行われた。趙氏が提出した学位請求論文は、全179頁を有し、形式上は問題がないことが確認された。また学位請求論文提出に先立ち、全国学会での学術報告を行ったことと、レフェリー付き学術雑誌に単著論文が掲載されたことも確認された。

趙氏の論文は、文献資料の解釈と分析を主とする歴史学的方法と、聞き取り調査から得られた情報を解釈し分析する社会学的方法を用い、日本の傀儡政権であった「満洲国」において実施された医療・衛生政策や制度の詳細とその変遷過程を追うことで「満洲国」の医療・衛生の特徴を明らかにすることと、その医療・衛生政策や制度の「満洲国」社会における実状を明らかにすることを目指したものである。趙氏の研究の背景には、宗主国が植民地統治の中で蓄積した医学・衛生学の体系や学知や、植民地で蓄積された医学に基づき行政化された医療・衛生事業全体が「帝国医療」や「植民地医学」として包括的に論じられてきたことと、これまで「満洲国」の医療・衛生事業の全体像を明らかにした研究がないという先行研究の状況がある。趙氏は、「満洲国」が建国後程なくして勃発した日中戦争や太平洋戦争という戦争環境下にあったことから、「満洲国」の医療・衛生事業は台湾や朝鮮という他の日本の植民地とは異なる条件下にあったとの見解に立ち、「帝国医療」や「植民地医学」という用語や概念では説明のできない特徴を発見するとともに、在満洲の日本人移民を包摂した中国東北地方社会の実情を明らかにすることによって、医療・衛生事業からみた「満洲国」社会の構造を呈示するという独創性を有する方向で論述を進めた。

趙氏は、第一章から第四章で展開した考察を通じ、1937年の日中戦争勃発と1941年の太平洋戦争勃発を画期とし、それ以前は、植民側の健康と統治のために植民地で実施された医療・衛生の特徴が顕著であるところから「植民地医療・衛生」と呼びうるものであり、それ以後は、戦争やその遂行のためになされる医療・衛生政策や関連措置への変化が認められることから「戦時植民地医療・衛生」と呼びうるものであることを明らかにした。また、第五章では、「満洲国」の医療・衛生状況から当時の社会を分析し、《都市・農村》、《中心・周縁》、《上層・下層》、《裕福・貧困》などの要素がつくる「満洲国」の地域構造や社会構造が、提供される医療・衛生の《良・悪》に大きく関係していたことを主張した。さらに、植民地医療史研究において「戦争」という要素を分析対象とすることの有効性を示したうえで、当該の研究分野においてはヒアリング調査によって文献資料の分析によって得られた見解を検証することによって社会構造の分析

にまで進みうるという本論文の学術的価値を明らかにすることにも成功した。

審査員一同は、趙氏が独創的な観点と厳密な資料分析から《「植民地医療・衛生」から「戦時植民地医療・衛生」へ》という「満洲国」の医療・衛生の特徴を導き出したこと、ヒアリング調査から「満洲国」の地域・社会構造と医療・衛生環境の対応関係を析出し、これを結論としたことを高く評価した。一方、序論において先行研究に対する批判的分析が不足したことによって本論文での目的設定が曖昧なままに本論に入ったため、結論における独創的見解が唐突に呈示されている感が否めないこと、傀儡国家「満洲国」を“植民地”と見なした上で展開された論述の正当性にやや疑問が残ること、「満洲国」における医療・衛生事業の実際の展開から見た場合には1940年を画期とする考え方もあり得ること、「満洲国」の多民族国家としての側面やその地域社会固有の疾病問題への言及がなかったこと、新聞記事や回想録の使用が不十分であることが問題点として指摘され、公開審査（口頭試問）において、この点に関する趙氏の見解を質すこととなった。

#### 【口頭試問の結果の要旨】

口頭試問（公開審査）では、審査員一同が上述の趙氏の着眼点が独創的であると評価した。また、歴史学的研究方法によって大量の資料を丁寧かつ厳密に分析して「満洲国」における医療・衛生事業の変化を捉えることに成功したことに加え、社会学的研究方法を取り入れて現地に生活した人々が「満洲国」の医療・衛生事業に対する受け止め方までも明らかにしたことからこの論文が労作であると評価した。とくに、中国人にとって取り組むことが困難であると思われる「満洲国」の公共医療や衛生という問題を開拓民問題を含めて考察したその学問に対する真摯な姿勢と、適切な方法に基づいて「満洲国」における医療・衛生政策とその実態の解明に成功したこと、それによって導き出された上記の結論を高く評価した。

一方、論文審査の時点で審査員から提起されたいくつかの問題のうち、以下の問題が質された。まず、新聞記事や回想録の使用が不十分であるとの指摘に対し、趙氏は新聞や回想録を分析したが、本論文には十分に活用できなかったと返答した。ついで、この論文の特徴を先行研究と比較して述べよとの問いに対し、「満洲国」が1937年以降に戦時体制に入ったことがその医療・衛生事業の転機となったことを明らかにした点と、「満洲国」の医療・衛生事業の全体像に迫った研究が存在していないことに特徴があると答えた。ついで、「戦時植民地医療・衛生」という独自の定義によって先行研究は如何に凌駕されたと考えるかとの問いに対し、この定義を用いることによって「満洲国」の医療・衛生事業の特徴をはじめて明らかにしえたことと答えた。さらに、趙氏が用いた史・資料の価値を説明せよとの問いに対し、ヒアリング調査によって得られた資料や知人より提供された満洲医科大学に関する資料は希少価値が高く、在満洲台湾人の回想録は貴重な証言を残しているものであると答弁した。ついで、「満洲国」の「戦時植民地医療・衛生」の「戦時」とは1940年以降を指すのではないかとの問いに対し、1937年の日中戦争勃発を機に「満洲国」ではいくつかの法的・制度的整備が進んだので、やはり1937年以

降を「戦時」と見るべきと考えたと答えた。また、「満洲国」固有の疾病の特徴を説明せよとの求めに対しては、克山病などの風土病があったと返答した。ついで、「満洲国」は“植民地”か否か、台湾や朝鮮との違いはどのような点にあるかとの問いに対し、「満洲国」は実質的に政権を掌握しておらず、この点で植民地的であると考えられると返答した。また、「満洲国」以前の中国東北地方における医療・衛生事業と「満洲国」のそれとはどのような関係にあるかとの問いに対しては、本論文ではその問題を詳しい考察の対象としなかったと返答した。以上、審査委員ならびに公開審査に参加した聴衆から示された問題点に対し、趙氏は自身の見解と主張を踏まえて適切に返答したと評価できる。一方、本論文での成果を踏まえると現代中国における医療問題にも研究が進展すると思われるが、どのような研究が可能かとの問いと、「満洲国」においては家族関係や家庭内の位置によって受けられる医療条件に差異はあったかとの問いに対しては、質問の意味を十分に理解しないままに答弁した点が惜しまれた。しかし、審査委員一同は、これによって趙氏の論文があげた成果とその学術的価値は損なわれないと判断した。

#### 【最終試験結果の要旨】

2009年9月23日の最終試験と、24日の審査委員会において、委員一同は、趙氏の論文に対し、次のような評価を与えた。

趙氏は、日本の傀儡国家「満洲国」の医療・衛生政策と施策が、日中・太平洋戦争の影響によって、すでに定着した感のある「植民地医療」という語の定義する内容とは異なるものとなったことを鋭くとらえている。そして、植民側の健康保持と植民地支配のための医療・衛生を「植民地医療」とし、他の国や地域との戦争を遂行するための医療・衛生を「戦時植民地医療」とする定義は趙氏が豊富な資料によって詳細に跡づけた「満洲国」の医療・衛生事業の変遷から導き出されたものであり、高い独創性を有する。これを踏まえて到達した、この両者を似て非なるものとして厳密に区別しなければならない、という考えには一定の説得力がある。そして、豊富な資料的裏付けを得て、日中・太平洋戦争を契機として「満洲国」の医療・衛生事業がそれまでの植民側の健康保持と植民地支配のための医療・衛生から、他の国や地域との戦争を遂行するための医療・衛生へと変化したこと、つまり《「植民地医療」から「戦時植民地医療」への変化》という「満洲国」の医療・衛生の特徴を明らかにしたことは本論文の挙げた大きな成果であるといえる。また、趙氏が、ごく基本的な歴史学的研究方法にのっとり帝国医療や植民地医療を含む医療史研究において新たな視座を獲得できたことから、趙氏が今後またゆまぬ資料の探求と冷静な分析を継続することで、本論文の成果がいつその発展を遂げるであろうことが期待される。また、本論文では、「満洲国」の医療・衛生状況を記憶するインフォマントからの情報を積極的に取り入れた。これにより、《日本人・中国人》あるいは《植民者・被植民者》という単純な二項対立と医療・衛生の《良・悪》とが直接対応していたのではなく、《都市・農村》、《中心・周縁》、《上層・下層》、《裕福・貧困》などの要素がつくる「満洲国」の地域構造や社会構造が、提供される医療・衛生の《良・悪》に大きく関係していたことに言

及し、文献資料では明らかにできない「満洲国」の地域・社会構造と「戦時植民地医療」との関係の一端を解明し得たことも高く評価すべきである。趙氏が「満洲国」に投げかけた視線と問題意識は、従来の「満洲国」研究が背負ってきた「満鉄」という軛を脱し、広く「満洲国」社会史へと展開してゆく高い研究上の可能性を秘めていると思われる。趙氏のいうように、医療・衛生政策から見た「満洲国」社会の全容解明というレベルにまでは達することができなかったことは確かであるが、趙氏が試みたようなヒアリング調査を生かした「満洲国」社会史研究への取り組みは、時代の経過とともに戦争の記憶が薄れてゆく中で、学界が挙げて取り組まなければならないことを見事に示し得た。趙氏が今後いっそう自身の社会学的研究方法を錬磨することで、この喫緊の研究課題は実り多い成果を生むことであろう。このように、本論文が挙げた成果自体が高く評価すべきものであることに加え、本論文が今後の「満洲国」社会史研究の進むべき方向とその方法を示し得たことも評価に値すると審査員一同は判断した。

その一方で、趙氏の論文には以下の点に考察不足が存するので、今後の研究において解決を図ることが望まれるとの指摘があった。(1) 先行研究に対する批判的分析の不足により先行研究が構築した「植民地」という枠組を無条件に採用したが、今後はこれを乗り越え、「満洲国」内に存在した満鉄附属地や租借地、租界という多様性を把握しての考察を行うべきである。(2) 多民族国家「満洲国」における民族差に対する考察を行うべきである。(3) 軍における医療・衛生を考察すべきである。(4) 結論において呈示された四つの主張をまとめるようつとめるべきである。(5) 戦時期研究で求められるべき大衆動員に対する考察を行い、制度の内面化や社会化が論じるべきである。(6) 近代医療に対する批判的視点からの考察を行うべきである。(7) 歴史学的研究としては高い完成度に達しているが、社会学的研究論文としてはやや見劣りするので、今後はいっそう社会学理論の探求を心がけ、本論文による研究を社会的に磨き上げるべきである。趙氏はこれらの指摘を踏まえて今後の研究活動に生かしていく旨を返答した。

審査委員一同は、以上の七点は、趙氏の論文に見られる独創的成果と高い学術的価値をいっそう高めるための助言であり、これによって、趙氏の論文があげた研究成果と学術的価値ならびに学界に対する貢献を損なうものではないと判断した。

#### 【審査委員会の所見】

以上により、審査委員会は全員一致で本論文が博士（社会学）の学位を授与するに値するものと判定する。